

憲法

■題字は岸信介元総理



●憲法を改めて時代を刷新しよう！

第20回

自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

今の憲法をどう改正するか

- 一、不明確な「天皇の地位・権限」の見直し
- 二、学者間でも解釈が多岐に分かれる「戦争放棄」の見直し
- 三、土地を安く供給するための「私有財産制」の見直し
- 四、違憲性の強い「私学助成禁止規定」の見直し

●「この改正案は、さまざまに考え得る案の中で、現在の国民に理解してもらえないような、合理的かつ実現性のある案文を、『最大公約数』的にまとめて提出したものであり、両団体の首脳陣と、日頃協力いただいている学者の監修によるいわゆる『試案』であるが、現行憲法の改正が、なぜ必要か、どこを、どう改正するのか、私たちの考えを知っていただく材料として提供する次第である」
 (本書の「はしがき」より抜粋)

●改憲派がいかにか合理的運動であるかを明らかにした待望の好著！

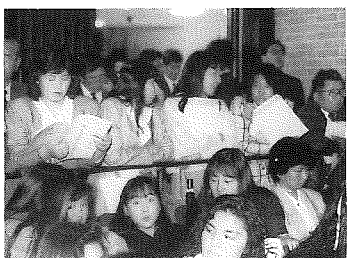
自主憲法期成議員同盟 編
 自主憲法制定国民会議

¥500
 円72

御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替東京6-022879



▶力強く開会の辞を述べる森下元晴推進委員長
◀自民党を代表して挨拶される後藤正大参議院議員



▲今年も若い世代が圧倒的に多い。ことに女性がますますふえてきた



▲会場を埋めつくした参会者に挨拶をする木村睦男会長



▲壇上に向かって左、主催者側



▲壇上に向かって右、各界からの主賓が居流れる

大会プログラム／目次へ●白抜き数字は本文の頁を示す

国歌斉唱 (一回) ピアノ伴奏 清原淳平
亡き陛下に黙禱 鈴木昌子

一、開会の辞 自主憲法期成議員同盟 推進委員長 森下元晴...①
自主憲法制定国民会議 衆議院議員・元厚生大臣

二、会長挨拶 自主憲法期成議員同盟 会長 木村睦男...②
自主憲法制定国民会議 衆議院議員・元参議院議長

三、自由民主党 代表挨拶 参議院議員 後藤正夫...⑥

四、来賓紹介、激励電報披露 四野健雄...⑨
五、シンポジウム「憲法・御大喪・大嘗祭を考え、新しい時代における改革を展望する」

講師 元宮内庁総務課長 大野健雄
京都大学教授 勝田吉太郎
慶応義塾大学教授 小林節
衆議院議員 戸塚進也
司会 駒沢大学教授 竹花光範

六、大会決議 大会実行委員 浅野紀子...⑫
大会運営委員・参議院議員 堀江正夫...⑬

七、閉会の辞 大会運営委員・参議院議員



●開会の辞

平成の新時代を築くために
憲法改正を!

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議
衆議院議員・元厚生大臣
推進委員長

森下元晴



▲開会に先だち、昭和天皇に追悼の誠を捧げる

ただ今より、第二十回自主憲法制定国民大会を開催いたします(拍手)。今年もこうして大勢の方々が御参加下さり、しかも学生さんやお若い方が沢山お集まり下さったのを見まして、非常に心強く、この運動の正しさとその意義の大きさを、強く感ずる次第であります(大拍手)。

さて、今年の国民大会の意義の一つは、皇室と憲法の問題であり、もう一つは平成という新時代にあたり、我々は何をなすべきか。よりよい日本を作るため、積極的にいかなる努力をすべきかを、皆さんで考えよう、というこの二つの柱が、本日の憲法大会の課題であります(拍手)。

さて、先般の御大喪の礼に際しましては、私共の団体の意見として、国事行為として執り行うように、一部政党の反天皇キャンペーンに対する反論書を作り、四度にわたって政府に申し入れを行い、その結果一応の形はととのえる

ことが出来ました(拍手)。来年は新しい陛下の即位式の日であり、日本古来の大嘗祭が行われるわけですが、それにつきましても、神道としてではなく、日本の古代からの「古式」に則り、堂々と行って頂きたいと政府に申し入れていくつもりであります(拍手)。もう一つの柱である新時代に当たったの改善・改革につきましては、政治改革はもとより、戦後数十年にわたる教育の荒廃をはじめとする精神面の荒廃をどうするかという、大事な問題もあります(拍手)。この新しい時代にこそ、昭和のよい面を採るのは勿論ですが、そのマイナスマ面、改良すべき点は思いついて改めなければなりません。それには、占領下に連合軍によって押し付けられた今の憲法、四十二年もたつて現実と合わなくなった憲法を改めるのが、一番必要であるということを申し上げ、開会の辞とさせていただきます(拍手)。



●会長挨拶

明日の日本の繁栄のために、
若い力を結集して憲法改正を！

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議
参議院議員・元参議院議長

会長 木村睦男

●民族のための哲学を欠く現行憲法

本日ここに、第二十回自主憲法制定国民大会を開催いたしましたところ、かくも多数の方々にお集まり頂き、新しい時代の幕開けにふさわしい大会となり、心から感謝申し上げる次第であります（盛大な拍手起こる）。

去る一月七日、昭和天皇には八十七歳の御高齢をもって崩御遊ばされました。思えば昭和天皇には御在位六十三年、摂政時代を加えますと実に六十八年の長きにわたり、敗戦というわが国未曾有の激動期を国民とともに歩まれ、今日の平和・繁栄の日本をお築きになりました。その間の御心労の程を拝察し、感

謝と共に心から哀悼の誠を捧げるものであります（拍手）。

私どもは、「物で栄えて、心で滅びる」現代の世相を想い、占領中占領軍によって押し付けられた憲法が、四十年も経って現実に合わなくなつたまま今日に至っていることを憂え、これを改正して自主的な憲法を作ろうと努力して参りましたが、遂に昭和天皇の御代に実現できず、本日、平成時代に入って最初の憲法記念日を迎えたのであります。

我々が常日頃主張致して居りますように、現在の憲法が占領軍の支配と指示のもとに制定され、日本民族の活力を結集し、将来に向かって更に平和と繁栄に満ちた新しい時代を築く、精神的な拠り所とするための哲学に欠けておる（拍手）。しかも、半世紀に近い四十年の間、政治、科学技術、文化等、すべてにわたり世界の情勢は百年二百年に近いほどの著しい変化を遂げているのであります。世界の主要国は、このような新しい時代に適応するため、この間に三十回から五十回も自国の憲法を改正しているのです。あります。それにも拘らずひとりわが国のみ憲法改正を考へることが、恒久平和を願う国民の心に背くとか、あるいは国民を戦争に駆りたてる軍国主義の復活を意図するとか、凡そ常識では考へられない、ためにする反対論に押され、改正出来ないままになっておることは、誠に遺憾と申すほかはありません（拍手・さうだ！の声あがる）。

●社会の乱れの元凶は現行憲法である

この結果、未だに憲法改正が出来ず、四十二年前に作られたままの憲法と現実とのギャップを埋めるた

め、やむなく憲法を解釈で補って、現実との辻褄を合わせざるを得ないのであります。つまり解釈改憲と称するのがそれであります。その結果が法を守ること、つまり遵法精神がすたれてくるのは、当然の成り行きであります。そのことが今日、社会の各分野で法が守られず、道義が廃れ、社会におかしな事件が続発している原因になっているのであります。そうした意味からも、国のバックボーンである憲法を改めて、民心を一新してこそ、国家・民族に活力が生まれ、また新しい発展があるのであります。これこそ一つの世直し運動であります（拍手）。

世直しと言っても、革命を起こして共産主義や、社会主義の世の中にしようというわけではありません。経済の面でも政治の面でも、自由主義・資本主義と共産主義・社会主義との優劣の勝負はついておるのであります。我々はあくまでも自由主義、民主主義を守って、いわば体制内の改革を断行し、脱皮して行く。これこそ今の日本に必要なのだと申しているのであります（拍手）。

●御即位の式典、大嘗祭は平安以来の古式

また、一方においては、時代を刷新するこのような改革には、長い歴史と伝統をもつ日本の国柄を忘れてはなりません。さきの御大喪の折、世界から六十カ国以上の元首や代表が参列された事実から見ましても、対外的には天皇は日本国の元首であることは明らかであります。

「天皇は日本国の元首か象徴か」という言葉だけの論争をしている時ではないと思います。当然の事ながら、今や言葉も真実に合わせなければなりません（拍手）。

ご承知のように、憲法の「政教分離」を守るといふ名目のもとに、さきに行われた御大喪を皇室行事の「葬場殿の儀」と国の葬儀の「大喪の礼」に分けたことは、古式に則った日本の伝統を、参列した外国の代表の前で自ら冒瀆する思慮の欠けた行為であり、一国の象徴である天皇の尊厳を傷つけた結果になったことを、極めて遺憾に思うのであります。

このことは、来年行われる御即位の式典である大嘗祭が平安以来の古式であって、今日でいう宗教としての神道とは違うということ、**「政教分離」**という憲法上の言葉だけにとらわれることなく、政府は国民の前に明らかにして、善処するよう強調したのであります（拍手）。

本日は拝見したところ、明日の日本を背負って立つ若い方々が大ぜい来て居られます。どうか皆さん、こんにち日本の置かれている立場と、よりよい日本をつくる必要があるんだということを理解され、我々と一緒になってこのような運動を進め、かつ広めていただきたいと、切にお願いする次第であります（拍手）。

本日の大会では、このあと平成新時代における重要課題、憲法問題を中心に政治改革等について各分野の権威である先生方によるシンポジウムが行われますので、とくとお聞きいただきたいと思ひます。以上申し上げ、私のご挨拶といたします（万雷の拍手）。

ご静聴、有難うございました（拍手つづく）。





●自由民主党代表挨拶

自主憲法の制定なしに 文化国家はあり得ない!

参議院議員 後藤正夫

安倍幹事長に代わりまして、本日のこの大会に際しましてのご挨拶を申し上げます(拍手)。

私は技術畑の出身でございますが、法律学者、憲法学者ではございません。しかしながら、自由民主党が党の綱領により、党是として決定しております憲法改正の問題につきましまして、自由民主党の国会議員の一人といたしまして、これを実現するための熱意は人後に落ちずと自負いたしております(大拍手)。その意味におきまして、本日ここにご参集の皆様がたと志を同じくする者の一人であるという気持ちで参っております。いささか、所信を申し上げます、ご挨拶に代えさせて頂きたいと存じます(拍手)。

さきほどからお話のございました通り、現行の憲法は連合国の占領行政下に押し付けられた憲法でございます。それから四十年以上にわたりまして、この憲法は改正される

ことなく、今日に至っております。

占領行政下と申しますのは、休戦から講和までの時期でございますが、それはなお戦争状態が継続している時期でこの時期の被占領国の憲法を直すという事は、第一次世界大戦以後は、どの国にも行われなかった事でございました。それが、わが国においては、ご存知のような経緯で押し付けられてしまったわけでございます。

今日、国際環境は非常に厳しくなっております中で、四十年以上もの間、憲法がそのままであるというようなおきましては、工業標準規格というものがございまして、その時々、社会的要請、あるいは資源・資材等の環境の変化によりまして、この標準規格は常に新しいものに改められております。もしなければ、現実との間の歪みが大んだ

ん大きくなってしまいうわけでございます(拍手)。

憲法もこれと同じであると思えます。国の最高の標準規格を定めたものが憲法ですから、申すまでもなく、世の中の変化、国際環境の変化等に対応する改正を行うことは当然でございます。すでに諸外国におきましては、例えばアメリカ合衆国においては五回、その他の国々においても、多い国は数十回もの改正を行っております。国情に違いはありまして、ためらわずに改正に踏み切っているところは軌を一にしております。しかるに、日本だけは四十年前の憲法をそのまま維持しております。これでは文化国家、文明国家を目指している国として恥ずかしくはないだろうかと思っております。逆に申しますと、自主憲法の制定なしに、文化国家、文明国家はあり得ないと痛感する次第でございます(拍手)。

日本に対する国際的な評価は、いよいよ高まってきております。と、同時に、国際的な圧力もますます加わってきておることは申すまでもありません。そうした国際環境の中で、わが国は専守防衛に徹しようとしておるのであります。その専守防衛に関する考え方に致しまして、果たして今のままでよろしいのでしょうか。一口に防衛と申しましても、絶対的防衛というものは存在し得ないのであります。かりに侵略を受けた場合、電光石火、直ちにこれに対して反撃できるだけの攻撃力を持つていなければ、防

御することはできません。こういう点につきましても、憲法上、その限界等を明確にする必要があるというように考え、また、その定義も明確に行う必要があると思ひ、今のままの中途半端な拡大解釈で済ませることの出来るような問題ではない、というように考えるものでございます。

去る二月二十四日に御大喪の礼が行われました。私も参列をさせて頂きました。天皇様の棺を乗せた、お神輿のような葱華輦が、古式の装束に身を正した皇宮警察の護衛官五十一名によって担がれ、葬場殿に向かって進行いたしました。その時の玉砂利を踏み鳴らす足音は、今も私の耳の底に残り、消えることにはございません。

葬場殿に入られる時に、葱華輦は小さな鳥居をぐるぐる事が出来ないで、左に迂回して葬場殿に入りました。国の行事として行われる御大喪の礼の場合は、鳥居は間もなくとり外さねばならなかったのだ、あのようには小さく作り、そのためにぐるぐる事が出来なかったのだと思ひます。そして、その直後に墨色のカーテンが閉められまして、その中で皇室の行事である斂葬の儀が厳かに行われたのであります。

しかし、我々はそれを拝見することが出来ず、本当に残念でございました。いや、残念に思ったのは、ただ日本人だけではなく、弔問のために諸外国から来日された元首、大統領、あるいはこれに準ずる人々も、みな同じお気持ちであつたらうと推察いたします。これは、文明国家として、

大変に恥ずかしいことであつたと思うわけでございます。

ご承知のように、来年は御即位の式典である大嘗祭が行われます。その儀式は、是非とも日本古来の伝統に則って行われるように、心から期待したいと思えます。そして、ふたたび外国に対して恥ずかしい思いをしないよう、厳粛に行われることを念願するものでございます(拍手)。

昭和天皇様につきましては、皆様に申し上げたいことがひとつございます。今からちょうど四年前に、赤坂御苑での園遊会の時のごございました。テレビなどでご存知のように、陛下から御言葉を頂く方々は一カ所に集まっております。そして、報道のためのテレビカメラが集中しているのですが、それ以外の場所においても、陛下は多くの人々に御声をかけておられました。

私はお帰りになられる際にお通りになる所に立って、お見送り申し上げようとしておりました。隣りにはあの激しい学園紛争当時の東大総長、大河内一男先生がおられました。かなりお疲れのようで、立ったり座ったりされていたようです。通りかかれた陛下は突然大河内先生の前で立ち止まれ、「今日はよく来てくれて、ありがとう」と御声をかけて下さいました。そして、「社会福祉の仕事はうまくやられているか」と、お尋ねになりました。大河内先生は社会福祉功労者としてお招きを受けておられたのです。大河内先生は、こう答えられました。「予算が少のうござ

いまして、中々うまくやれません」。すると陛下は、「ああ、そう」と頷かれたあと、しばらくお考えになつておられました。大変にお苦しそうな表情をされながら、「何とか、その少ない予算で、出来るだけうまくやってくれよう望みます」とおっしゃられたのです。その御言葉を伺いながら、私は天皇陛下の大御心を拝察申し上げ、本当に涙が溢れるのを押しきれませんでした(拍手)。

象徴天皇であり、国家元首としての御仕事を務めておられる御立場ですから、内政問題については、あまり御意見を御述べになることが出来ませんから、ぎりぎりの線での御意見を御述べにされたものというように拝聴して、感激したわけでございます。そして、私どもは立派な皇室を頂いておるといふ誇りを改めて痛感いたしました。

くり返し申し上げますが、来るべき御即位の式典は、古式豊かに諸外国の方々にも感動を呼びさまして貰えるような方法で執り行われますよう、切に念願致して止まぬものでございます。

本日、ここにお集まりの皆様がたにおかれましては、平成の年の初めに行われましたこの第二十回国民大会を真に意義あるものとするために、是非自主憲法制定に向かって一層のご努力を続けて下さるよう、切に切に期待してやみません。これもちまして、私のご挨拶を終わらせて頂きます(拍手)。ありがとうございました。

●シンポジウム

「憲法・御大喪・大嘗祭を考へ 新しい時代における改革を展望する」

■講師 (発言順・敬称略)

元宮内庁総務課長 大野 健 雄

京都大学教授 勝 田 吉太郎

慶応義塾大学教授 小 林 節

衆議院議員 戸 塚 進 也

□司 会

駒沢大学教授 竹 花 光 範





竹花光範先生(司会)

もう一つが、政治改革に関する問題ですが、まず皇位継承儀礼を中心に議論を進め、後半を政治改革問題にしぼるということにしたいと思います。

竹花(司会) 本日のシンポジウムのテーマの中には、二つの大きな問題がふくまれていると思います。

一つは、大嘗祭を中心とした皇位継承儀礼に関する問題。

天皇陛下は国民統合の象徴であり、我々国民の心の中核を占めておられる。日本の中心であるという意味で、我々は古来から仰ぎ奉ってきたわけです。戦国時代には、まさに群雄割拠してそれぞれの独立国を構えていたわけですが、それでも日本という国は一つなんだという気持ちを持っておりました。それは天皇がおいでになられたからですね。天皇御自身は政治的権力も軍事的権力もお持ちではなかった。しかし、諸大名は戦さに勝って京都に上り、天皇の御名のもとに天下統一を果たしたいという念願に燃えていたわけで、日本の国がひとつであるというのには、あらゆる意味で、そういうことが言えるんですね。

ご承知のように、来年は即位の大典が行われ、同時に大嘗祭が行われることになっていのですが、この大嘗祭の意義というものが、一般の方々には中々ご理解頂けません。そこで、何故大嘗祭が重要な儀式なのか、また、その大事な大嘗祭を歴史、伝統に則って滞りなく行われるようにするには、一体どのような配慮が必要かというようなことにつき、各先生がたに一言ずつご発言頂きたいと思います。

一、御即位の儀式と大嘗祭を考える

大野 大嘗祭と申しますのは、とにかくこれ以上に重大なものはないという国事なんです。

古く、古文書によれば奈良朝の以前の天武天皇の時に出てまいります。さらにもっと古い清寧天皇の時にも大嘗祭という言葉が出ております。さらに神代の頃からあったことが、『日本書紀』や『古事記』にも出ていますね。天照大神の時に既に新嘗という言葉が見られます。

その大御心を御継ぎになった時になさるのが大嘗祭、それを毎年確認されるのが新嘗祭です。大嘗祭の儀式の中で一番大事なのは神聖な田で作ったお米でご飯を炊き、そのお米から醸した黒酒白酒を、新陛下が天照大神にお供えになり、御自分も召し上がる。それによって大御心の伝統が伝わるわけです。そのための儀式なんです。

何故そんなに稲が大事かと申しますと、天照大神が初めて稲をお採りになった時に、「これこそ青人草(国民)が食べて、生きていく糧である」と言われた。それまでは、食べるものが不足して



大野徳雄先生

いて、みんな飢えていたんだと思います。しかし、稲という作物は天候などに影響されやすく、不作の年も珍しくありません。そんなことのないようにと、稲

ところで、天皇の御血筋が万世一系であるということは、道統と申しますか、道のつながりであり、大御心の伝統ということですね。その道統を御継ぎになる儀式が大嘗祭なんです。私も三年半ほど宮内庁におりまして、御陪食とか地方行幸の時にお供いたしました。大御心のかたじけなさとお申しますか、とにかく三百六十五日、国民のことを考えておられるのだということを実感いたしました。これが『日本書紀』や『古事記』などに出てくる「清き明き心」というんですね。和辻哲郎博士が言われたように、儒教の仁とか仏教の慈悲とかを知りずっと前から、日本人が持っていた哲学なんです。

こうした大御心の継承の儀式である大嘗祭の歴史は実に

の神様にお祈りになる、それが新嘗祭です。天照大神が例の天の岩戸にお隠れになったのも、新嘗祭の神事の最中に須佐之男命が生き馬の皮を剥ぐというような乱暴をされたので、お怒りになられた。神聖な儀式を冒瀆したということです。それくらい大事な儀式ですから、これはどうしても国事行為としなければなりません(拍手)。

司会 では続いて勝田先生にお願いたします。

勝田 ただ今は大嘗祭の文化的意味についてお話がございました。そのように重要な大嘗祭を古式豊かに、立派に行うためには、憲法第二十条三項でいわれている政教分離の原則を正しく把握していかなければなりません。

さて、御大喪の礼をテレビでご覧になった方も多いと思います。なにに一番感動されたでしょうか。さきほどもお話のありました古式床しい葱華葎に心を打たれた人が多いのではないかと思います。日本人だけでなく、外国人もみんな感動していました。それはそこに伝統の美しさや重さがあるからです。一種の宗教的な心情が息吹いているからです。そして、無論ふかい歴史の由緒もある。だからこそ、感動を呼んだのだと思います(拍手)。

ところが、その後は幔幕を閉じたり開いたり、まるで恥ずかしいことをしているような仕方です。葬場殿の儀が行われました。一体どこの国がこんな馬鹿なことをするでしょう。キリスト教の教会で、十字架に幕を張るといふようなこと



勝田吉太郎先生

をするでしょうか。

政教分離という原則については、与野党間で低級なデイスカッションが行われ、薄汚ない妥協がなされた結果、ああいうみっともない姿になってしまったん

です。政教分離という大原則は、われわれの基本的人権の一つである信仰の自由を保障するのが大目的です。その目的を実現するための手段が政教分離と申してよろしいでしょう。ところが、戦後のわが国におきましては、単なる手段的価値にすぎない政教分離が、一つの自己目的に転化してしまっただ。ここに憲法解釈の誤りというか、歪みが出て来ているんですね。

その結果、国家は宗教と一切絶縁しなければならぬかの如き風潮が、左翼的に偏向しているマスコミのキャンペーンによって蔓延してしまいました。しかも、よく考えてみますと、すべての宗教と手を切るわけではなく、神道と縁を切ることが政教分離というものだ、というような歪んだ解釈が横行しているわけですね。ですから、いかなる場合でも神道がからみますと、総理大臣の靖国神社参拝か

ら、末は官庁の自動車に下げられている神社の守り札まで、全部憲法違反だということになってしまっただ。ところが、キリスト教などの他の宗教がからんでも、政教分離違反だとは騒ぎません。

ひとつだけ例を挙げてみましょう。毎年十一月の中旬に横浜のイギリス連邦戦没者墓地で、宗教色豊かに慰霊祭が行われます。イギリスもかつては「日没するところなき」といわれた大帝国でしたから、いろいろな宗教がございまして、プロテスタント、カソリック、イスラム、ユダヤ、仏教、ヒンズー教といった代表的な六つの宗教及び宗派の聖職者たちが主催するわけですが、日本からも外務大臣、防衛庁長官、神奈川県知事、横浜市長やその代理人などが公式の立場で献花しております。これに関してはマスコミもノーマコメントで、政教分離違反などという声はまったくありません。戦後の日本というのは極めて偽善的傾向が強いということが、その一事だけでも窺えます（拍手）。

誤解のないように申し上げておきますが、私はキリスト教がけしからんなんて言ってるわけではありません。私自身若い頃には、キリスト教神学者・哲学者の著作物からは非常に影響を受けました。しかし、一部の人はキリスト教徒である前に共産党的で、そういう人達が憲法二十条を振り処にして文句をつける。キリスト教や外の宗教がからんだ時には口をぬぐっているということです。これでは外

国の戦没者の慰霊祭には国家機関が献花してもよろしい、お祈りも結構だ、しかし、日本人戦没者のお詣りには、総理大臣はもとより、各大臣も国の公の立場では行くことはまかりならんと言わんばかりじゃありませんか。

これは、どう考えてもおかしい。われわれは過去の軍国主義に戻れなんて、毛頭考えてはいません。私どもの世代は、かつての戦争の被害はもとよりですが、軍国主義そのもののために非常に不愉快な目にあわされていますから、二度とそういう時代に戻ってはいけなないと、胆に銘じております。けれども、それとこれとは別です。国のために散華された人々に対し、感謝の心を捧げ、尊崇の誠を尽くすことは当然ではありませんか（拍手）。

憲法第二十条三項には、「国及び国の機関は、宗教活動をしてはならない」と書いてあります。この宗教活動という意味は、特定の宗教の伝道、布教、あるいは宣伝ということでしょう。しかしながら、国そのものが宗教的儀式を行うことは禁じておりません。もつとも二項では、そういう「宗教儀式に参加することを強制されない」といつております。強制はいかんけれども、国が宗教的儀式—宗教的活動じゃありませんよ—を行うことは、今の憲法においても何ら差し支えないんです。さらに二十条の一項では「何人に対しても信仰の自由を保障する」と書いてありますが、この信仰の自由を保障するという大目的を実現するために、

政教分離というような手段、あるいは制度的保障方式がとられているんです。そういう手段にすぎないものが、いかなれば自己目的になり、かつ神道がからむと大騒ぎになる。こんなおかしい話はありません（拍手）。

そういう意味で、政教分離に対する考え方をしっかりと心に留めて置く必要がある。昭和五十二年に出された津市地鎮祭に関する最高裁の判決なども大いに参考になるでしょう。とにかくどの国の文化にも、伝統的な文化の基礎には、なんらかの形で宗教的なものが加味されている。大嘗祭にも確かに宗教的要素が入っております。それがそのまま行われても、別に憲法違反でも何でもないわけですね。

最後に、大嘗祭は出来れば京都で行って頂きたい。旧皇室典範には「大嘗祭及び即位の式は京都において行う」という規定が設けられておりました。また昭和天皇様はじめ歴代の天皇様は京都で大嘗祭と即位の式を挙げられておりますから、いわば慣習法というように理解してよろしいのではないかと思います。出来ることでしたら、御即位の式も日本のふるさとといわれる京都で挙げて欲しいものですが、くりかえして申し上げますが、御大喪の礼にみられたような宗教色が欠落したような御葬儀はまさに文化の欠落であって、「やはり日本という国はエコノミック・アニマルにすぎないんだなあ」と、百六十四カ国の代表の前に恥をさらしたようなものです。あれこそ最も低級な政教分離の見本と申



小林 節先生

してよろしいでしょう(拍手)。

司会 次に小林先生から、憲法学者としてのご意見を伺いたいと存じます。

小林 結論から先に申しますと、大喪の礼とか、即位の式

とか、勿論大嘗祭も含め、天皇の代替わりに必要な一切の神道儀式はすべて国事行為として行えますし、政教分離の法理にも抵触いたしません(拍手)。そのことを標準的な現代日米比較憲法学の観点からご説明したいと思います。

まず、天皇というものは、歴史的な実在として日本国憲法が明文で承認しているわけでありまして。また、それは世襲によるということも明文でしてきております。そして憲法第七条の十項には国事行為としての儀式が列挙され、それは内閣が管理する。ですから費用については国から出て当たり前の話です。それが政教分離にふれるかどうかということについては、私は二つの筋道があると思います。

一つは、日本とアメリカの憲法に対する標準的解釈にかかわることで、要するに政治と宗教が接触した場面において、何が問題かということです。人間は宗教的動物ですか

ら、宗教に全くふれないなどということは、そもそも有り得ません。したがって一切触れるなという議論は、そもそも憲法学としての政教分離の論外になります。したがって、両者が「触れた」だけで許される程度かどうか、つまり政治と宗教が触れたことの目的・効果が、特定の宗教を布教するとか、あるいは貶めるというような宗派間の差別につながるようなものであれば違憲なわけです。これは日米の標準的理解であります。

しかりとすれば、天皇家から神道を除いたら天皇ではなくなってしまうわけで、天皇家の存在を憲法上認めている以上、天皇家の御葬式を神道で行うことは、いうまでもなく合憲である(拍手)。これ以外に行う方法がないわけですから。特別に神道を高めようとか、貶めようとかいう意図もなければ効果もありません。目的基準効果から言いますと疑いもなく合憲になるわけです。ところが、かりにそれをキリスト教で行ったら、天皇家の葬儀をもつけの幸いに、敢えてキリスト教式でやって、政府がキリスト教を布教しようとしたと非難されても仕方ないでしょう。

別の考え方で申しますと、天皇という特定の御人ないし皇族は、われわれ一般人とくらべ特別の待遇を受けます。だからといって憲法第十四条違反だとは誰も申しません。

つまり、日本国憲法の第二十条と第八十九条で、政教分離ということ掲げていますが、その同じ憲法の中で、あ

る意味でも最も大事な第一章において、天皇制については歴史的事実としての天皇制をそのまま残すと、明文で書いてあるわけです。したがって、法学概論的に言いますと、要するにいくら原則が書かれていても、同じレベルの法規

範によって、明文で例外が書かれているから、これはその原則に及ばないということも考えられるでしょう。

それから、大嘗祭の儀式を行う根拠法令がないという議論がありまして、皇室典範の中に大喪の礼と即位の礼という規定があり、これを、大嘗祭は即位に必要な一連の儀式を含む、というように広く採ればいいわけです。ということ、法学的には極めて当然の解釈でありまして、なんと申ししても二千年来の伝統というものは、それこそ確立された慣習法であります。それなのに政府は宗教色が濃いか薄いかといったような馬鹿な議論をしている。宗

教色がなくなったら

天皇ではなくなくなって

しまうんですから、この解釈は全く納得がいきません(拍手)。

議論そのものに、原則も知性もない、嘆かわしいと思いますね(拍手)。



戸塚 達也先生

司会 まことに我が意を得たりと感動いたしました。今日は司会者の立場で、意見を申し上げることは差し控えさせていただきます。次に衆議院議員戸塚先生にお願いいたします。

戸塚 まず、御大喪礼につきましては、幸い大した事故もなく、外国の元首や代表の方々も無事に帰国して頂き、国際的にも高い評価を頂きました。本当に歴史に残る、素晴らしい儀式であったと思っております。

さて、今度は御即位の礼と大嘗祭のことでございます。即位の礼をどうするかという点につきましては、来年の喪

が明けますと内閣に委員会が出来て検討されるわけです。自民党としては、まだ態度を決めたわけではございません。したがって、これはあくまで私個人としての意見であるというようにお聞き頂きたいと思えます。そこで、私はまず、即位の礼と大嘗祭と一緒にやる必要は少しもない、という考えをもっております。

即位の礼と申しますのは、国際社会からほとんどん来日して頂きたい。この間の御大喪の礼の時のように、せっかくいらした外国の元首の方々が、買い物ひとつお出来にならなかったというようなことがないように、季節のいい時に来て頂いて、日本のよいところも充分に知って頂きたい。また、私たちの天皇が即位された喜びを共々に味わって頂くというくらいのもりで行えばいい。宗教があるとかないとか、そんなことは言わなくてもいいんで、即位礼につ

いては何も問題はないと思います。

また、大嘗祭については、これは本当に大事にしなければならぬ。勝田先生のおっしゃるように、過去の歴史の中で、京都から離れて大嘗祭をしたことはございませんから、私も京都で行うことに賛成でございます。これを天皇家の大事な行事として、また国事行為として行うということは、別に不思議でもなんでもありません。大喪の礼の時でも、内閣法制局はきちんと見解を出しておりますし、大嘗祭の儀式についてあれこれ議論することはないと思います(拍手)。ただ、大嘗祭というのは真夜中に行われる儀式でございます。天皇陛下がお一人で奥深くお入りになつて、神様にお米を差し上げ、そしてご自分も召し上がる。そういったしますと、真夜中の二時か三時に外国のお客様がどこか遠くの所にしつらえた席でお待ちになつていられるというの、センスのないことじゃないかと、心配いたすわけでございます。ですから、この場合は皇室の伝統を重んじておやり頂くと共に、外国のお客様のことも十分に配慮していただきたい。

それと、即位の式はやはり東京で行われたほうがいいように思います(拍手)。

司会 貴重なご意見をお聞かせ頂き、ありがとうございます。予定の時間をオーバーしておりますので、まことに失礼ではございますが、後半の部は私のほうから各先生

にご質問申し上げるといふ形にさせて頂きたいと存じます。

まず大野先生、もし大嘗祭が行われないというふうな事態になったとしましたら、どのようなことになるのか。また、皇室の私事として行えばいいではないかという議論もあるようですが、それに対してはどのように反論したらいいのか、そのあたりについてお話を頂きたいと思ひます。

大野 『帝王編年記』という古い書物がございましてね、第八十五代の仲恭天皇が御年四歳で承久三年四月二十日に即位されて、わずか八十一日間の御在位で、大嘗祭も行われずに崩御されましたことにふれ、仲恭天皇を「半帝」とお呼びしてゐるんです。何とも畏れ多いことですが、つまり半分の帝というわけです。そういうことで、さきほどの清く明き大御心をお継ぎになられるために、御歴代の皇太子殿下はお小さい時から、そういう修行をなさつてゐるんです。それを完成される御儀式なのですから、これは一番大事な国事です。また、これを私事で行うといつても、もともと天皇には「私」がない。たとえどこにいらしても、常に「公」なんです。ですから、私事で行うといふ発想からして間違つてゐると思ひます。

司会 勝田先生は出来れば即位の礼も含めて大嘗祭を京都でというご意見でしたが、その辺の理由について。

勝田 旧皇室典範第十一条には、即位並びに大嘗祭は京都で行うと明記されてゐます。その規定は今の皇室典範に

はありませんが、私は慣習法というように理解しております。それに日本の古都としての京都で行うということについて、国民の大部分は賛成ではないかと確信しております。京都では街も小さいし、ホテルの数も足りないという人もいますが、大阪、大津あたりのホテルも全部合わせれば解決することです。その場合にはヘリポートを京都に作ればいい。警備の点で問題があるというのもおかしな話で、京都は三方が山でかこまれ、ちゃんと囲いが出来てゐる。のっぺらぼうにただ広いだけの東京に比べたら、はるかに警備しやすいと思ひますね(笑)。率直に申し上げて東京は散文的です。ちつとも美しくない。ただ世界に向かって開かれてゐるという点は認めますけれど、開かれすぎて何もなくなつてしまつたというふうな、無味乾燥な都市よりも、京都には麗わしい山河がありますよ(爆笑)。

二、政治改革の諸課題

司会 この辺で二番目のテーマに移りたいと思ひます。ここでいう改革の中心になるのは、やはり政治改革であるうかと思ひますが、その点についてまず戸塚先生から。

戸塚 本日は本来憲法改正について考える日ですから、政治改革といつても、政治資金がどうこうというふうな細かいことではなく、憲法と国会、あるいは世の中のあり方に関連した政治改革というふうに考えてみたいと思ひます。

今日テレビを見ていましたら、東名高速道路の下り線で七十キロも渋滞してゐるというんです。連休で東京を出ていくわけですが、七十キロ渋滞というのは、やはり一つの政治問題だと思ひますね。政府与党である自民党も大いに反省しなければなりません。住宅政策がしっかりしてゐて、小さな家に住まなくてもいいようになれば、たまの休日には子供と一緒に家でのおんびり過ごすだろうと思ひますよ。これも問題点の一つだと考えています。

それから憲法を考えますときに、靖国神社のことも、自衛隊のことも、このままでは仕様がなかりと思ひます。私学の振興にしても、私学に助成金を出したら憲法違反だなんておかしな話です。不合理なことははっきり分かつてゐるんですから、改正すべきではないでしょうか(拍手)。

環境問題なども、もつと真剣に取り組むべきでしょう。人権問題もよく聞いてみると日本はまだまだ遅れてゐます。世界的な視野でこういう問題との取り組みを考えないといけません。それに地方分権ということがしきりに言われるけれど、今の憲法の範囲でどこまでやれますか。極端な例かも知れませんが、五、六十万という単位の助成金を貰うために、何万円という旅費を使って地元の人が陳情に来るんですよ。こんなおかしなことはないか加減にやめないといいけませんね。国会議員というのは、国家と外交とか、教育の基本とか財政とかいふことだけを考へて、どこそこに

橋を架けましょうというようなことは、県知事さんに任せ
ておけばいい。そう思いますね。

色々申し上げましたけれど、従来からの課題である憲
法改正の外にも、こういう問題があるわけでございます。
こうした分野の問題につきましては、たとえ野党を支持さ
れている人であっても、なるほどなあと納得して頂けるの
ではないかと思えます。憲法改正につきましても、こうし
たことを含め、野党さんにも門戸を開いて頂いて、理解し
て頂けるような案を提示していき、お互いが合意できるよ
うに共に考えて行くべきだと思います(拍手)。

政治改革といえ、参議院は必要なしという意見があり
ます。今の憲法のままでいけば、参議院はたしかに衆議院
のカーボンコピーにならざるを得ません。ですから、私個
人としては来るべき二十年を目指して、一つの国会改革を
考えております。まず衆議院の四百七十一名は小選挙区比
例代表制にする。参議院の場合は現在の二百五十二名のう
ち、比例代表の百名をなくし、その代わり、そのうちの半
分の五十名をブロック別の形にする。そこまでは今の憲法
でも出来るんです。そして、参議院の予算の審議はやめて
もらう。また、衆議院では決算の審議をやめて参議院にま
かせる。決算の審議については参議院の権能とするわけで
す。あるいは政府の承認人事についての人事権はすべて参
議院に与える。アメリカでは上院が優位で、いわゆる国家

でしよう。さらに、問題点を洗いだして考えてみるという
のが、新しい憲法改正運動の方向ではないかなあと、私は
そのように思っております(拍手)。

この頃テレビに出ますたびに、自民党の時代は終わった、
次の選挙では必ず負けると言われる。もう社公民の時代だ
という。共産党もむろん同調しております。それでは、社
公民さん、あなた方は自衛隊をどうしますか、日米安全保
障条約をどうしますかと聞きますと、そういう事はもう一
度よく考えて……と言って逃げる。みなさん、考えてばか
りいて結論も出ないような政党に政権を任せたら、日本の
国はどこへ行くんですか(拍手)。

そういう事を冷静に考えますと、何事も悪いのはみんな
自民党だ、天候の不順も自民党のせい、消費税も全部悪い、
というのはいくつものところ、感情論にしか過ぎません。かり
に消費税が悪いというなら、それに代わるべきどんな財源
を求めなのか、国民の前に明らかにする責任があるでしょ
う。しかし、それも後で考えますというんですよ、みなさ
ん。そんなことで、日本の将来の年金問題はどうなります
か、どうしてお年寄りの老後を保障しますか(拍手)。

そこで、私たち自民党も本当に政治改革に取り組んで、
悪い点はどんどん改めてまいりますけれど、私たちは年間
一千万円を国会から頂いて、どんなに少なくても五、六千
万円はかかるという現実を背負っているわけで、その穴埋

的な委員会などを任命する人事権を握っております。それ
くらいのことは参議院でやってもらって、こうして衆参両
院がそれぞれの機能を果たし得るような形にしたら、参議
院の価値というの、もつと上がっていくように思いま
すね。ところが、それをやりたくても、今の憲法に書いてあ
る通りでは出来ません。

いろいろと申しあげましたが、従来の殻にだけ閉じこ
もって政治改革も憲法改正も前進いたしません。
もつと新しい時代に即応しなければならぬ。四十二年前
の状況はどうだったでしょう。誰が高齢化社会のことを考
えましたか。あの頃は六十歳まで生きていたら長生きですよ。
ところが、NHKの解説委員をやっている医者に聞くと、
二十年を迎えると日本人の平均寿命は百歳に達するんだそ
うです。それなのに、六十歳で長生きと言われた時代の憲
法が、通用するはずがありません(拍手)。歪みというか、
どこかに無理が出ます。今の憲法の範囲では、野放しに近
いような私権を制限することだって、どこまでやれますか。
今日は若い方々が多いので是非聞いて頂きたいのですが、
今までの一般的な憲法改正の考え方のように、ただ自衛隊
問題とか、靖国神社とか、そんなことだけでは無いとい
うことを、この際しっかりと認識して頂きたい。もつとわれ
われの生活に密着した将来のことについて考えたら、憲法
を今のままにしておいていいか、どうか、おのずと明らか

め金の策に走り回らなければならないのは、誠に辛い話で
す。だから、我々も資産公開をする。何もかも全部国民の
ご意見にしたがうけれど、最低必要なお金ぐらゐは国費で
出して頂けませんかということ、私は率直に提言してい
るわけでございます(拍手)。

司会 今のご発言のように、政治改革を徹底させるとい
うことになれば、当然憲法を改めなければならぬという
ことになるわけです。次に一院制か二院制かについて小林
先生のご意見を伺いたいたのですが。

小林 二院制につきましては、参議院はそのまま残して、
生かして使えというのが私の考えでございます。今のまま
では、制度上ついコピーになってしまうでしょうけれど、
憲法改正をして参議院ならではの権限を強化すればいい。
アメリカ上院のように、人事に関する承認権・拒否権を与
えたり、予算に関する問題もございいますから、いくらでも
やりようがあります。そして、衆議院が全国の小さな地区
割の代表ならば、参議院はまた別の観点から大きな地区割
りの地域代表のような形にすべきでしょう。

民主政治というのは、時にはものはずみで進行してし
まうこともあります。そういう時には二院制だとブレ
キがかけられる。これはめつたにあるわけではないから、
役に立たないように言われがちですが、本当に必要な時に
機能すれば、普段は使われなくていい。日本の経済力から

言えば、それくらいのを置くのは何でもないわけで、参議院というのは重要な機関だと思いますね（拍手）。

司会 政党法の制定についてはいかがでしょうか。

小林 これは左右両方から自分に都合のいい政党法案が出ているようですが、自民党としてはあわよくばここで、変なうるさい政党は整理できればという思惑があるかないかは別として、そういう効果のある案が出てきたり、あるいは野党のほうは民主主義をふりかざしながら、少数がごねたら回りが迷惑するような、いわば少数決を主張するような案もないとは言えないですね。

そういう意味で、これはきちんとやるとなると、参政権とか民主制度の本質にかかわりますし、憲法上では結社の自由があるのに、結社の自由を型にはめようとすれば、これは憲法改正問題になると思います。つまり、政党法をきちんと作るためには、憲法を改正して明文化しないと、結社の自由を抵触することです。

また、比例代表制を加味することが現行憲法で出来るという議論もありますが、それには飛んでもない欠陥がございます。ある人が小さな政党を作り、その支持で議席を得ながら自民党に駆け込んだ。ところが、けしからんと怒っても、その議員をやめさせることは出来ません。現行憲法では議員の身分が守られていて、そして比例代表制は現行憲法上明文の根拠がありませんから、開き直りの居座りが

なディスカッションをなすべきです（拍手）。

私としては、参議院を残すにしても、議員の選出のやり方を変えてしまう。非常にラジカルな意見ですが、例えば被選挙権を四十歳以上にして、任期は十五年間で再選を許さずということにする。かりに四十五歳とすれば十五年間で六十歳、働き盛りの議員として終始できます。一期だけということ、憲法改正という問題も含めて、本当に国家の大事に取り組んでもらう。十五年間は保障されているとすれば、気構えも自ずと違ってくるでしょう。逆に言いますと、任期が限られていけば、次の選挙が気になるのは当然です。ともあれ次の選挙について後顧の憂いをなくすことがポイントです。無論、そのためには憲法改正が必要になってきますね（拍手）。

また、政党法については西ドイツの基本法が第二十条で政党について規定しておりますが、参考にして大いに議論することで、野党を巻き込んだの憲法改正論議につながるのではないのでしょうか（拍手）。

司会 最後に大野先生からご意見を。

大野 私は日本が行き詰まっている、という危機意識を持っていきます。なぜかという、一言で言えば日本が独立した時に、占領政策と対決し、それを打破してきちんと切り替えを行わなかったということです。中には対決に成功して出来た警察法なんかもあり、千六百あまりの町村警察

出来る。こうした不合理を是正するには、比例代表制の根拠や条件などは憲政の本質にかかわることですから、憲法の条文に入れるのが筋だと思います。われわれとしては、人を選んだつもりじゃなくて、政党をえらんだんですから、もし嫌だったら、その議席はその党の次点の人に明け渡すのが比例代表制の筋ですからね（拍手）。

改憲議論をすると、すぐタカ派だとか軍国主義とか言われてきましたが、われわれの話というのは極めて当たり前な常識的なことで、この国の主権者である国民が、自由で豊かで平和に暮らしていきたい。その道具としての、ただか憲法をモデルチェンジするだけの話でして、ただ護憲と叫んでいればいいようなことではありません。

この道具を我々が改正するという経験ひとつが、行き過ぎていた政治などについても、我々こそ主人であるという自覚を持たせることになります。そういう意味でも、こういう現実的な突破口を使い、改憲議論をひろめるといいと思います（拍手）。

司会 次に勝田先生のご意見を伺いたいと思います。

勝田 参議院問題については諸先生のご意見に全く賛成で、現在の憲法を前提にしている限り衆議院のカーボンコピーにならざるを得ない。これをどう改革するかということとは、自民党内閣だけに任せておくのではなくて、まさしく憲法改正というような大きな狙いを秘めながら、国民的

のおかげで治安が確保されているわけで、経済発展にしてもそれに負うところが大きい。しかし大筋では占領政策との対決を怠り、野党と妥協して金儲けばかり始めたんです。そのツケが回ってきて、今のような道義の退廃した社会風潮になつてしまったと思います。

今の憲法は新憲法というけれど、実は帝国憲法第七十三条によって改正されたものです。ですから、帝国憲法の根本精神に従って解釈すべきものだと思えます。政教分離の問題にしても、根本はそこにある。それなのに、この頃は占領中よりもっとひどい解釈をやっております。

教育の荒廃の原因もそこにあるんじゃないでしょうか。そこで、この際教育勅語の復活と教育基本法の改正を提唱したいと思えます。そうすれば、憲法についておかしな解釈が出来ないように改正しようという気運が、自ずと起きてくるだろうと考えます（拍手）。

司会 ただ今のお話は明治憲法、あるいは教育勅語の良いたところは継承していこうということであって、それらを形式的に復活させようという議論ではなかったと、私は理解しております。規定の時間が参りましたので、これももちましてシンポジウムを終わらせて頂きます（大拍手）。

ありがとうございます（拍手つづく）

（このあと、参会者からの質問が行われ、会場はいっその熱気につつまれた）

大会決議

一、昔の百年が今の十年にも満たない、といわれるほど時代の進運が激しい現代において、世界各国は頻繁に憲法を改正している。四十数年も改正しないのは日本だけである。我々は、憲法を改正して国家・民族に新しい活力を生み出すことを求める。

一、わが国の長い歴史において、時代の停滞・頹廢は皇室の權威の名のもとに是正されてきた。皇室の存在は、わが国の国柄であり民族統合の中心である。我々は、御大喪が古式に則って行われるよう求めたが、大嘗祭も古式に則って行われるよう求める。

一、四十数年にわたり占領軍によって押しつけられた憲法を改めない結果、わが国には、「物で榮えて、心で滅びる」現象が、一般社会にまで蔓延している。我々は、憲法を改正して、民心を一新し、健全で活力ある新しい日本を建設することを提唱する。

右決議する

平成元年五月三日

第二十回自主憲法制定国民大会

〈大会決議〉

司会者 次に、大会決議に入りたく存じます。では決議案の朗読を、大会実行委員の浅野紀子さんをお願いいたします。

(上掲の大会決議文を、力強く読みあげる)

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することにご異議ありませんか(盛大な拍手)。ありがとうございます。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本日御出席の自由民主党代表後藤正夫議員から、のちほど自民党本部へご伝達頂きたいと思っております(大拍手)。



●閉会の辞

憲法改正に向けて力の結集を!

大会運営委員 堀江正夫
参議院議員

この大会を終了するに当たり、主催者を代表しまして一言お礼を申し述べさせて頂きたいと思っております(拍手)。

本日のこの大会は、関係諸団体の積極的なご支援、ご協力もさることながら、満場あふれるばかりにお集まり下さいました皆様がたのご協力によりまして、盛大かつ有意義に終わることが出来ました事を、心からお礼申し上げますと存じます(拍手)。ありがとうございます(大拍手)。

わけても、次の時代を背負って立つ若い皆さんがた、さらにご婦人の皆様があつた大勢ご参加頂きましたことは、私どもにとりまして心からの感激でございます(拍手)。

また、パネラーの諸先生には、この大会のために、大変お忙しい時間を割いて頂き、有益な御意見をお聞かせ頂きました事を、皆さんと一緒に、心からお礼申しあげたいと思ひます(拍手)。

ただ今、拝聴いたしました現憲法にかかわりますところ

の国民的な、政治的な諸問題につきましては、本日の決議の精神に則り、更に現憲法の問題点を深く掘り下げて参りたいと存じます。そして、これを正しく認識しながら、我々の一人一人が核となって、一億二千万の国民に対しての啓蒙運動を展開して参りたいと考えております。

また、さし迫っております大嘗祭の問題、あるいは政治改革の問題等につきましても、我々の力によって世論を盛り上げ、正しい選択が行われるようにしたいものであると念願する次第でございます(拍手)。

我々は悠久の日本を次代に伝えるために、信じるころの新しい憲法の実現に向かって、持てる力を結集して行くにはありませんか(拍手)。

皆様があつたのご健勝と、自主憲法制定運動に対する御尽瘁を心からお願い申しあげまして、閉会のご挨拶と致す次第でございます(大拍手続く)。

盛会 御礼

去る五月三日、千代田区公会堂にて開催いたしました「第二十回自主憲法制定国民大会」は、終始熱気溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申し上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成元年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議

会長 木村 睦 男

理事長 八木 一郎

世話人、役員一同

主催 自主憲法期成議員同盟

会長 木村 睦 男

推進委員長 森 下 元 晴

常任理事、役員一同

編集後記

▼五月三日の大会は、昨年と同じく千代田区公会堂にて開催しました。

この日は、大型連休の中日で、天気も悪いとの予報でしたので、果たしてどの程度聴衆が来られるか心配しましたが、開会前から参会者が続々と詰めかけ、会場の一・二階とも満席となり、開会中を通して立ち人がでるばかりか、廊下にまで人が溢れ、多めに用意した配付資料も足りなくなる盛況で、主催者一同、自主憲法制定運動へ寄せる国民の皆様の関心の深さに、大そう感動いたしました。

▼また、大会参加者も、若い人の比率が年々増え、今年も、千四百名の参加者の約八割が若い人々で、学生さんが熱心にメモをとる姿もあり、若い方々もいよいよ目覚めてきたかと頼もしく、大いに意を強くいたしました。

▼大会は、森下元晴議員の格調ある開会の辞に始まり、木村睦男会長、

病氣療養中の安倍自民党幹事長に代わる後藤正夫参議院議員の挨拶、そしてシンポジウムと続き、閉会が予定より三十分も延長されたにも拘わらず、聴衆が最後まで熱心に聞いて下さったことも感激でした。

▼今年のシンポジウムは、広範な課題でしたが、年長者の講師と若手の講師の組み合わせもよく、なかなか中身のある内容でありました。

▼大会の準備や当日、御協力・お手伝いいただきました方々に、心より御礼申し上げます。(清原)

憲法 第二十回国民大会報告号

発行日 平成元年六月三十日

編集 事務局長 清原 淳 平

発行人 自主憲法制定国民会議

発行所 千104中央区八重州三六一云 北村ビル3F

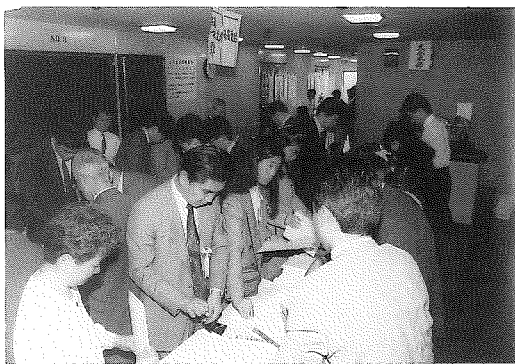
電話 五〇二一五〇四一番

振替 東京六一二二八七九

定価 三百三十円(送料七十二円)



▲大会運営に手落ちのないよう、入念な打ち合わせが行われる



▲続々とつめかける参会者たち



▲配布書類の袋詰め、壇上の設営に忙しい



▲木村会長から自民党代表後藤参議院議員に決議文が渡される



▲決議文を朗読する浅野紀子さん



▲シンポジウムは本大会の白眉
(右から)

木村睦男会長、森下元晴
推進委員長、古川丈吉元
衆議院議員、福井勇元衆
議院議員もオブザーバ
ーとして壇上に参加した



▲立錐の余地もない会場に熱気があふれる



▲2階席も超満員。扉からはみだした若者たちは廊下のマイクの声に耳を傾ける